

(総則)

第1条 この規程は、追手門学院大学学則（以下「学則」という。）に基づいて、追手門学院大学法学部において必要な事項を定める。

(学部・学科の目的)

第2条 法学部に、法律学科を置く。

2 法律学科は、法律に関する基礎的・基本的な知識と技能の習得のもと、法律の理論や手法を活用し、法律に関する諸活動を主体的・合理的に行うことのできる能力と態度を育成することを目的とする。

(定員)

第3条 本学部に置く学科の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
法律学科	230名	920名
計	230名	920名

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、春学期と秋学期の2学期に分け、期間については別に定める。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学院創立記念日（5月29日）
- (4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日

2 前項第4号の休業期間は、本学学年暦による。

3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(教育課程)

第6条 授業科目は、共通教育科目、学科科目及び資格取得に関する科目に分ける。

第7条 教育課程は、各授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 自由科目は、必修科目及び選択科目（選択必修科目、選択科目）以外の科目であり、卒業要件単位とはならない科目である。

第8条 法律学科における卒業の要件は、124単位以上を修得することのほか、本学部が定めることとする。

第9条 法学部における授業科目及びその単位数は、別表 I 及び学科共通履修細則に定める。

2 履修の詳細については、学科の履修細則による。

第10条 授業科目は、学部の定める履修方法に従って、所定の単位を修得しなければならない。なお、本学部における所定の単位数は次のとおりとする。

学科	授業科目	単位数
法律学科	共通教育科目	28単位以上
	学科科目	62単位以上

2 法律学科における学科科目及び単位数は、別表 I のとおりとする。

第11条 法律学科における授業科目の履修については、次のとおりとする。

(1) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者以外の学生

授業科目	履修区分	分類		卒業に必要な単位			
学科科目	必修	専門研究科目		12単位	62単位以上 124単位以上		
		専門基礎科目		14単位			
		専門基幹科目	「民法Ⅱ」「民法Ⅲ」「民法Ⅳ」「刑法Ⅱ」は必修とする	8単位			
	選択必修		18単位以上				
	選択	専門展開科目					
共通教育科目	選択	ファウンデーション科目群	初年次科目		28単位以上		
	必修		外国言語科目	英語		「総合英語1」「総合英語2」「Online English Seminar 1」「Online English Seminar 2」は必修とする	6単位
				ドイツ語			
				フランス語			
				中国語			
	選択		体育科目	別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、リベラルアーツ・サイエンス科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める			
	選択必修		リベラルアーツ・サイエンス科目群	リベラルアーツ・サイエンス系科目		8単位以上	
人文学系科目							
社会科学系科目							
選択		別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、ファウンデーション科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める					
		大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は、ファウンデーション科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める					

選択	主体的学び科目群	キャリア形成系科目	
		キャリア展開系科目	
		別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める	
		大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める	

(2) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者

授業科目	履修区分	分類		卒業に必要な単位			
学科科目	必修	専門研究科目		12単位	62単位以上	124単位以上	
		専門基礎科目		14単位			
		専門基幹科目	「民法Ⅱ」「民法Ⅲ」「民法Ⅳ」「刑法Ⅱ」は必修とする	8単位			
	選択必修		18単位以上				
	選択	専門展開科目					
共通教育科目	選択	ファウンデーション科目群	初年次科目		28単位以上		
	選択必修		外国言語科目	日本語			4単位以上
				英語			
				ドイツ語			
				フランス語			
	選択		中国語				
			体育科目				
	別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、リベラルアーツ・サイエンス科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める						
	大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は、リベラルアーツ・サイエンス科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める						

選択必修	リベラルアーツ・サイエンス科目群	リベラルアーツ・サイエンス系科目	8単位以上	
		人文学系科目		
		社会科学系科目		
		自然科学系科目		
選択	主体的学び科目群	別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、ファウンデーション科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める		
大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は、ファウンデーション科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める				
選択		キャリア形成系科目		
必修			「日本事情1」 「日本事情2」 は必修とする	4単位
選択	主体的学び科目群	キャリア展開系科目		
別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める				
大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める				

(学芸員及び社会教育主事の資格取得)

第12条 卒業後、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者のために、これに必要な科目を設ける。

2 学芸員及び社会教育主事資格取得のための履修方法は、別に定める。

(単位及び授業の方法)

第13条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業科目による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第2項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 第3項の規定により修得した単位数は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に要する単位に算入することができる。

6 文部科学大臣が別に定めるところにより、第2項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

- 第14条 学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 第15条 一年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
- 2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学部が定める適切な期間を単位として行うものとする。
- 第15条の2 本学部が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数とするものとする。
(履修の制限)
- 第16条 各学期において履修できる単位数の制限は、別に定める。
(履修の届出)
- 第17条 学生は、各学期の履修において、所定の期間に履修登録手続きを行わなければならない。なお、履修手続きについては、別に定める。
- 2 履修登録手続きをしない者は、当該科目の授業及び試験を受けることができない。
(科目修了の認定)
- 第18条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学部が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。
- 2 成績評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 3 合格を得た科目に対しては、所定の単位を与える。
- 第19条 各科目とも出席すべき授業時数の3分の1以上欠席した者は、原則として科目修了の認定を受けることができない。
- 第20条 科目修了の認定を得た科目は、再度履修することができない。
(卒業及び学位)
- 第21条 本大学に4年以上在学し、所定の課程を修めた者をもって、卒業したものとする。
- 2 本大学を卒業した者には、次のとおり学位を授与する。
法学部
法律学科 学士(法学)
(入学)
- 第22条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。
- 第23条 入学志願者に対して、検定を行い選抜する。なお、検定の方法は、別に定める。
- 2 入学は、学部会議の意見を聴き学長が決定する。
- 第24条 入学を希望する者は、学科を指定しなければならない。
- 第25条 所定の期日までに定められた入学手続きを履行しない者は、入学の許可を取り消す。
(編入学又は他大学からの転学)
- 第26条 本大学の第3年次へ編入学又は他の大学からの転学は、選考の上、これを許可することがある。
- 2 前項の取り扱いについては、別にこれを定める。
- 第27条 前条により編入学又は転学を許可された者は、修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えることができない。
(転学部及び転学科)
- 第28条 本大学の他学部への転学部及び他学科への転学科は、欠員がある場合に限り、選考の上、第2年次又は第3年次の始めにおいて許可することがある。
(休学)
- 第29条 病気その他やむを得ない理由で修学できない場合は、保証人連署の上、休学願を学部長に提出し、その許可を得てその学期又はその年度を休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第30条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を学部長に提出し、その承認を得なければならない。

第31条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、その事由を具して保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第33条 前条により退学した者又は除籍された者が同一の学科に再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、選考の上、許可することがある。ただし、学則第66条第1号の規定により除籍された者は、再入学を許可しない。

(他大学への入学及び転学)

第34条 他の大学へ入学又は転学を志望するときは、学長の許可を受けなければならない。

(委託生)

第35条 学校、官庁その他公共団体から特定の授業科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第36条 本大学の学生以外の者で、特定の授業科目を指定して履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第37条 本大学の学生以外の者で、特定の授業科目を指定して聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(研究生)

第38条 本学部において研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(外国人特別学生)

第39条 外国人で、学則第29条に定める資格を有する者が、学則第30条によらないで、本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

第40条 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する規則は、学則及び本規程に定めるもののほか、別に定める。

(入学金及び授業料等)

第41条 本大学に入学を許可された者は、入学金及び所定の学費を納付しなければならない。

第42条 学生は、授業料他所定の学費を納付しなければならない。

第43条 委託生は研修指導費、科目等履修生は履修料、聴講生は聴講料、研究生は研究指導費を納付しなければならない。

第44条 入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、研究指導費の金額及び徴収については、別にこれを定める。

第45条 既納の入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。

第46条 本大学に入学を許可された者が入学時に指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、前条の規定にかかわらず、その請求により授業料その他の学費を返付する。

(委員会)

第47条 本学部に必要な応じ各種委員会を置く。

2 各種委員会に関する規程は、別に定める。

(賞罰)

第48条 学生で特に他の学生の模範とすべき行為のあったときは、表彰することがある。

第49条 学生で本大学の規則若しくは命令に違背し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その軽重に従ってこれを懲戒する。懲戒処分の手続については別に定める。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第50条 学生で学力劣等にして成業の見込みがないと認められる者又は正当の理由がなく出席が常でない者は、学部会議の議を経て、これを退学させる。

(除籍)

第51条 学生で次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 在学8年を超える者
- (2) 休学期間が第29条第2項又は第3項の上限を超える者
- (3) 疾病その他の事故により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 授業料その他学費を督促しても納付しない者

(その他)

第52条 学則及びこの規程に定めのない事項については、学部会議がこれを定める。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表 I (第9条関係)

法律学科 開講科目表

履修 区分	分野	授業科目	単位数			配当年次				要件
			必修	選択 必修	選択	1	2	3	4	
必修	専門 研究 科目	法学研究法Ⅰ	2				○	○	○	12単位
		法学研究法Ⅱ	2				○	○	○	
		ゼミナールⅠ	2					○	○	
		ゼミナールⅡ	2					○	○	
		ゼミナールⅢ	2						○	
		ゼミナールⅣ	2						○	
専門 基礎 科目	法律基礎Ⅰ	法律基礎Ⅰ	2			○	○	○	○	14単位
		法律基礎Ⅱ	2			○	○	○	○	
		法学入門	2			○	○	○	○	
		憲法Ⅰ	2			○	○	○	○	
		憲法Ⅱ	2				○	○	○	
		民法Ⅰ	2			○	○	○	○	
		刑法Ⅰ	2				○	○	○	
専門 基幹 科目	民法Ⅱ	民法Ⅱ	2				○	○	○	8単位
		民法Ⅲ	2				○	○	○	
		民法Ⅳ	2					○	○	
		刑法Ⅱ	2				○	○	○	

選択 必修		法哲学		2			○	○	○	18単位以 上	
		法社会学		2			○	○	○		
		法制史		2			○	○	○		
		比較法		2			○	○	○		
		行政法Ⅰ		2			○	○	○		
		行政法Ⅱ		2			○	○	○		
		行政法Ⅲ		2				○	○		
		商法Ⅰ		2			○	○	○		
		商法Ⅱ		2			○	○	○		
		商法Ⅲ		2			○	○	○		
		民事手続法Ⅰ		2				○	○		
		民事手続法Ⅱ		2				○	○		
		刑事手続法Ⅰ		2				○	○		
	刑事手続法Ⅱ		2				○	○			
選択 専門 展開 科目		行政法Ⅳ			2			○	○		
		民法Ⅴ			2			○	○		
		民事手続法Ⅲ			2				○		
		刑事政策			2			○	○		
		国際関係法Ⅰ			2			○	○		
		国際関係法Ⅱ			2			○	○		
		国際取引法			2			○	○		
		労働法Ⅰ			2			○	○		
		労働法Ⅱ			2			○	○		
		社会保障法			2			○	○		
		地方自治法			2			○	○		
		環境法			2			○	○		
		立法学			2				○		
		消費者法			2			○	○		
		知的財産法			2			○	○		
		経済法			2			○	○		
		法と政治			2			○	○		○
		法と経済			2			○	○		○
	法と政策			2			○	○	○		
	法と心理			2			○	○	○		

	ジェンダーと法		2			○	○
	科学技術と法		2			○	○
	行政倫理と自治体法 務		2				○
	企業倫理と企業法務		2				○